

滋賀県飼養衛生管理指導等計画について

「飼養衛生管理基準」については、「家畜伝染病予防法」の中で「家畜の所有者が、家畜の飼養に係る衛生管理を行う際に、守るべき基準」として規定されています。

これまでも「飼養衛生管理基準」を守っていただくために、皆様に農場での衛生管理状況について自己チェックを行っていただくとともに、当所の職員が各農場を訪問して、遵守状況の確認等を実施させていただいているところです。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）などの特定家畜伝染病の発生を防ぐとともに、家畜の生産性低下を引き起こす多くの疾病の予防につなげるために「飼養衛生管理基準」の遵守をお願いしてきましたが、平成30年9月に、国内では26年ぶりの豚熱の発生が確認され、令和3年5月には68例目が確認されるなど、発生が続いており、HPAIについては、昨シーズンにおいて、令和2年11月を初発として、以降、滋賀県での1事例を含め、52例の発生が確認されるなど、過去にないペースでの発生が続いています。

豚熱やHPAIの発生が確認された農場では、死亡等異常時の通報の遅延、車両・重機等の洗浄・消毒の未実施、野生動物の侵入防止対策の不徹底など「飼養衛生管理基準」が遵守されていなかった事例が確認されており、改めて「飼養衛生管理基準」の重要性が明らかとなりました。また、「飼養衛生管理基準」の内容についても検討が進められ、令和2年10月1日に改正されています。

また、家畜伝染病予防法について、令和2年4月に改正され、県は、国が定める「飼養

衛生管理指導等指針」に則して3年ごとに3年を1期として「飼養衛生管理指導等計画」を定めることになりました。滋賀県では計画期間を令和3年度から令和5年度とする「滋賀県飼養衛生管理指導計画」を令和3年4月に策定し、公表したところです。

「滋賀県飼養衛生管理指導計画」では、飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項として、家畜の区分ごとに「重点的に指導を実施すべき事項」、「指導等を実施する目安の地域、時期等」、「実施の方法」が規定され、令和3年度の優先事項等として、県下全域を対象に、牛等・家きん・馬については「家畜の所有者の責務の徹底」、「飼養衛生管理マニュアルの作成および従事者等への周知徹底」、「衛生管理区域の適切な設定」、「記録の作成及び保管」、さらに東近江地域・高島地域を対象に、家きんについて「衛生管理区域専用の衣服および靴の設置ならびに使用」などを設定しています。

「飼養衛生管理基準」の改正に伴い、家畜を所有する皆様に守っていただく項目については数が増え、内容も厳しいものとなっていますが、自らの農場を守るために、取り組んでいただくようお願いします。当所としては職員の巡回等を通じ、改善に向けた助言等を行わせていただき、農場の飼養衛生管理の向上につながるよう、ともに取り組ませていただきたいと考えています。

(藤井)